

令和元年分 相続税の申告事績の概要

令和2年12月
仙台国税局

I 令和元年分における相続税の申告事績の概要

II 参考計表

- 被相続人数の推移
- 課税割合の推移
- 相続税の課税価格及び税額の推移
- 相続財産の金額の推移
- 相続財産の金額の構成比の推移

I 令和元年分における相続税の申告事績の概要

令和元年分における被相続人数（死亡者数）は 117,959 人（前年対比 102.3%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 4,995 人（同 102.9%）で、その課税価格の総額は 5,796 億円（同 105.0%）、申告税額の総額は 560 億円（同 113.4%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等	(注1) 平成30年分	(注1) 令和元年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）		人 115,347	人 117,959	% 102.3
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		人 外 1,175 4,854	人 外 1,158 4,995	% 外 98.6 102.9
③	課税割合 (②/①)		% 4.2	% 4.2	ポイント 0.0
④	相続税の納税者である相続人数		人 10,520	人 10,645	% 101.2
⑤	(注3) 課税価格		億円 外 660 5,522	億円 外 647 5,796	% 外 98.0 105.0
⑥	税額		億円 494	億円 560	% 113.4
⑦	1 被 人 相 当 続 た り り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,617 11,377	万円 外 5,591 11,603	% 外 99.5 102.0
⑧		税額 (⑥/②)	万円 1,018	万円 1,122	% 110.2

(注)1 平成30年分は令和元年10月31日まで、令和元年分は令和2年11月2日（※）までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日になる。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 相続税の申告事績

【青森県】

項目		年分等	(注1) 平成30年分	(注1) 令和元年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）		人 17,936	人 18,424	% 102.7
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		人 外 108 481	人 外 110 527	% 外 101.9 109.6
③	課税割合 (②/①)		% 2.7	% 2.9	ポイント 0.2
④	相続税の納税者である相続人数		人 1,129	人 1,164	% 103.1
⑤	(注3) 課税価格		億円 外 60 592	億円 外 64 638	% 外 106.7 107.8
⑥	税額		億円 68	億円 67	% 99.0
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,591 12,305	万円 外 5,815 12,097	% 外 104.0 98.3
⑧		税額 (⑥/②)	万円 1,406	万円 1,277	% 90.8

(注) 1 平成30年分は令和元年10月31日まで、令和元年分は令和2年11月2日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日になる。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 相続税の申告事績

【岩手県】

項目		年分等	(注1) 平成30年分	(注1) 令和元年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）		人 17,390	人 17,826	% 102.5
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		人 外 149 736	人 外 154 731	% 外 103.4 99.3
③	課税割合 (②/①)		% 4.2	% 4.1	ポイント ▲0.1
④	相続税の納税者である相続人数		人 1,538	人 1,516	% 98.6
⑤	(注3) 課税価格		億円 外 84 761	億円 外 90 812	% 外 107.1 106.7
⑥	税額		億円 54	億円 77	% 142.6
⑦	1 被 人 相 相 当 当 続 た り り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,642 10,346	万円 外 5,858 11,109	% 外 103.8 107.4
⑧		税額 (⑥/②)	万円 734	万円 1,056	% 143.9

(注) 1 平成30年分は令和元年10月31日まで、令和元年分は令和2年11月2日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日になる。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 相続税の申告実績

【宮城県】

項目		年分等	(注1) 平成30年分	(注1) 令和元年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）		人 24,520	人 25,202	% 102.8
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		人 外 404 1,370	人 外 387 1,445	% 外 95.8 105.5
③	課税割合 (②/①)		% 5.6	% 5.7	ポイント 0.1
④	相続税の納税者である相続人数		人 3,068	人 3,153	% 102.8
⑤	(注3) 課税価格		億円 外 220 1,629	億円 外 202 1,787	% 外 91.8 110.0
⑥	税額		億円 160	億円 192	% 120.0
⑦	1 被 人 相 相 当 当 続 た り り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,444 11,887	万円 外 5,226 12,366	% 外 96.0 104.0
⑧		税額 (⑥/②)	万円 1,169	万円 1,331	% 113.9

(注) 1 平成30年分は令和元年10月31日まで、令和元年分は令和2年11月2日（※）までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日になる。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 相続税の申告実績

【秋田県】

項目		年分等	(注1) 平成30年分	(注1) 令和元年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）		人 15,434	人 15,784	% 102.3
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		人 外 93 401	人 外 68 418	% 外 73.1 104.2
③	課税割合 (②/①)		% 2.6	% 2.6	ポイント 0.0
④	相続税の納税者である相続人数		人 834	人 820	% 98.3
⑤	(注3) 課税価格		億円 外 57 408	億円 外 43 465	% 外 75.4 114.0
⑥	税額		億円 32	億円 49	% 153.1
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 6,151 10,174	万円 外 6,348 11,124	% 外 103.2 109.3
⑧		税額 (⑥/②)	万円 808	万円 1,164	% 144.0

(注) 1 平成30年分は令和元年10月31日まで、令和元年分は令和2年11月2日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日になる。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 相続税の申告実績

【山形県】

項目		年分等	(注1) 平成30年分	(注1) 令和元年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）		人 15,320	人 15,719	% 102.6
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		人 外 128 634	人 外 147 642	% 外 114.8 101.3
③	課税割合 (②/①)		% 4.1	% 4.1	ポイント 0.0
④	相続税の納税者である相続人数		人 1,291	人 1,378	% 106.7
⑤	(注3) 課税価格		億円 外 70 703	億円 外 82 655	% 外 117.1 93.2
⑥	税額		億円 62	億円 52	% 84.0
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,443 11,088	万円 外 5,591 10,208	% 外 102.7 92.1
⑧		税額 (⑥/②)	万円 975	万円 813	% 83.4

(注) 1 平成30年分は令和元年10月31日まで、令和元年分は令和2年11月2日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日になる。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 相続税の申告実績

【福島県】

項目		年分等	(注1) 平成30年分	(注1) 令和元年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）		人 24,747	人 25,004	% 101.0
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		人 外 293 1,232	人 外 292 1,232	% 外 99.7 100.0
③	課税割合 (②/①)		% 5.0	% 4.9	ポイント ▲0.1
④	相続税の納税者である相続人数		人 2,660	人 2,614	% 98.3
⑤	(注3) 課税価格		億円 外 169 1,429	億円 外 166 1,439	% 外 98.2 100.7
⑥	税額		億円 118	億円 123	% 104.2
⑦	1 被 人 相 当 続 た り り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,758 11,603	万円 外 5,675 11,680	% 外 98.6 100.7
⑧		税額 (⑥/②)	万円 959	万円 996	% 103.9

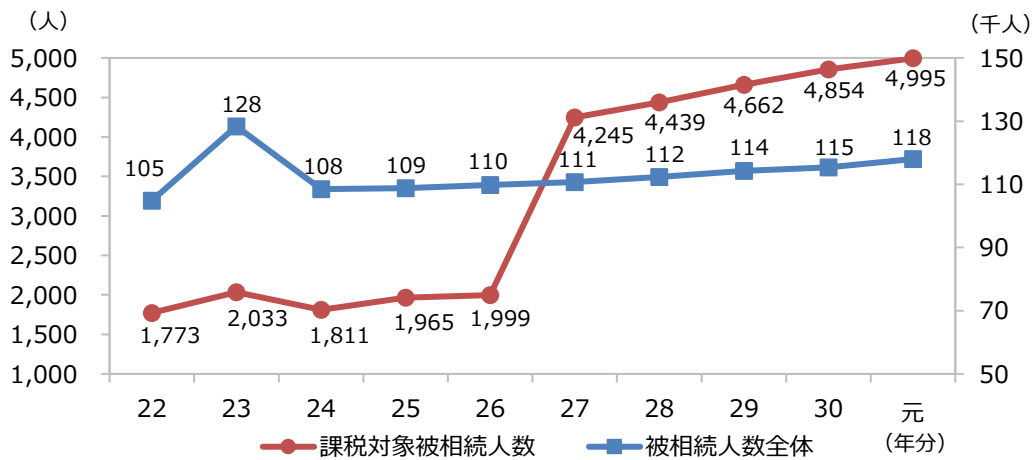
(注) 1 平成30年分は令和元年10月31日まで、令和元年分は令和2年11月2日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日になる。

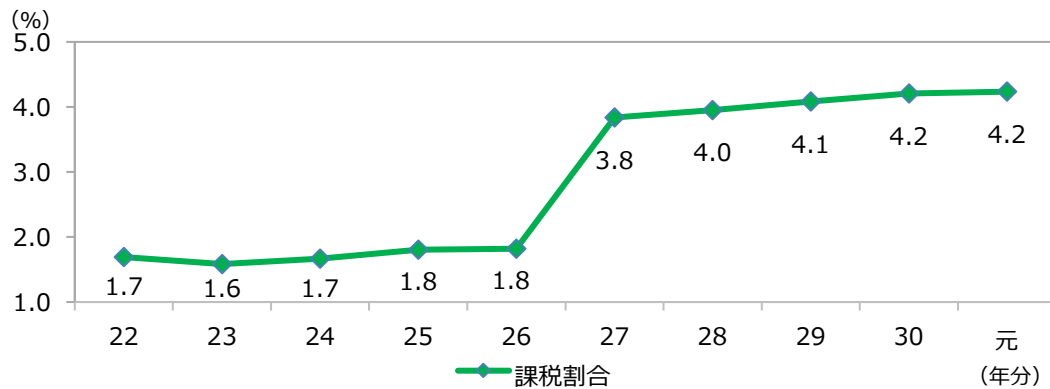
- 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。
- 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

Ⅱ 参考計表

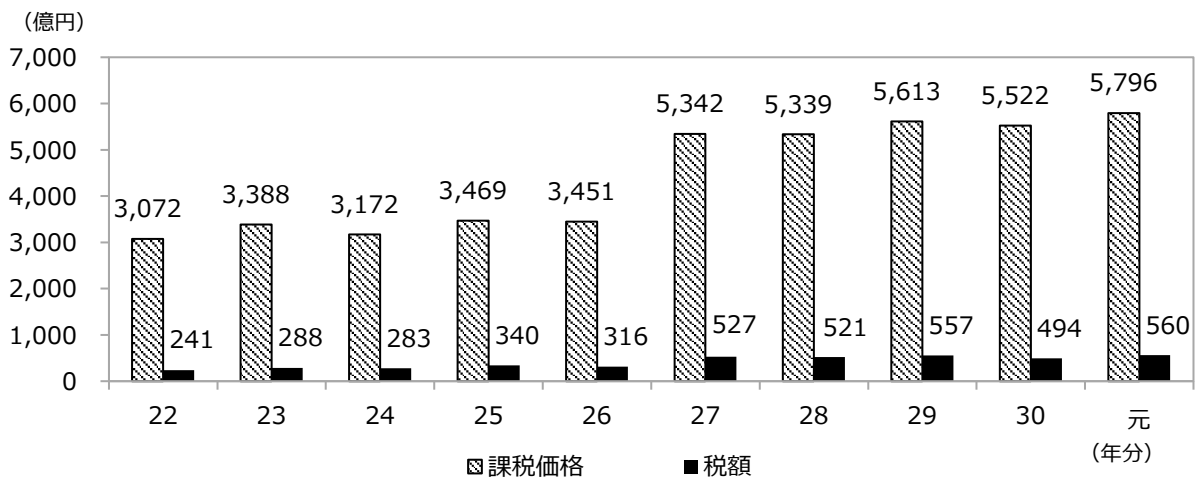
1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移



3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

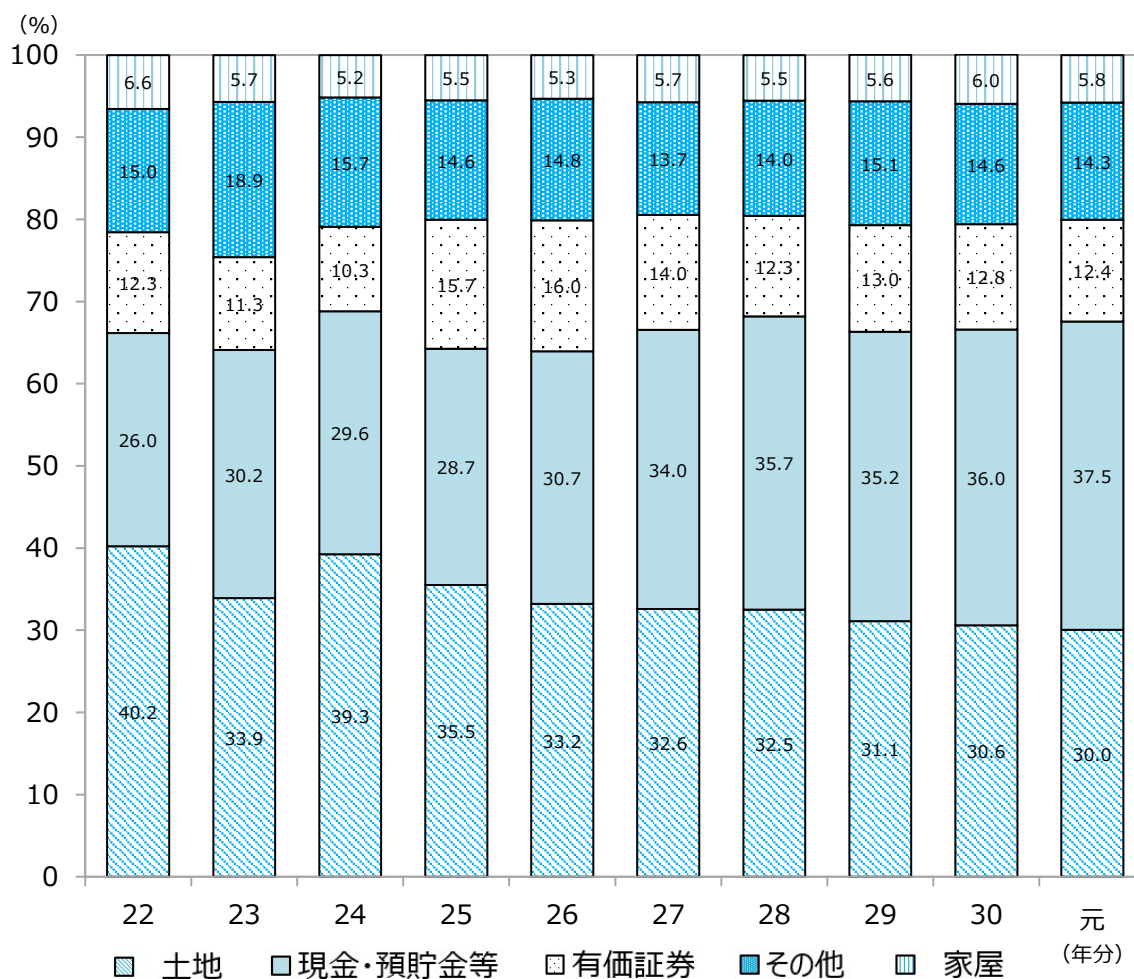
4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

項目 年分	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成22年	1,338	218	408	864	500	3,328
23	1,228	207	410	1,094	684	3,622
24	1,328	175	348	1,000	532	3,383
25	1,324	205	585	1,072	543	3,729
26	1,207	193	580	1,117	538	3,635
27	1,856	327	798	1,934	779	5,695
28	1,837	313	692	2,014	792	5,648
29	1,850	336	772	2,094	897	5,948
30	1,779	346	745	2,091	851	5,812
令和元年	1,847	355	761	2,307	877	6,147

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。